

千葉県公告第330号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年4月14日

千葉市長 神谷 俊一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハーバーシティ蘇我

所在地 G1街区：千葉市中央区川崎町55-3

G2街区：千葉市中央区川崎町55-7

S1街区：千葉市中央区川崎町51-1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社イトーヨーカ堂

代表者の氏名 代表取締役 山本 哲也

住所 東京都千代田区二番町8番地8

名称 株式会社島忠

代表者の氏名 代表取締役 岡野 恭明

住所 埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目3番32号

名称 株式会社ネクサス

代表者の氏名 代表取締役 小林 一夫

住所 東京都千代田区神田三崎町二丁目12番6号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者

(変更前) 株式会社イトーヨーカ堂

代表取締役 三枝 富博

(変更後) 株式会社イトーヨーカ堂

代表取締役 山本 哲也

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更の年月日

(1) 令和4年3月1日

(2) 平成28年8月1日 ほか

5 変更する理由

(1) 代表者氏名変更のため

(2) 小売業者の代表者、所在地及び商号の変更のため

6 届出の年月日

令和5年3月30日

7 縦覧場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市経済農政局経済部産業支援課

8 縦覧期間及び時間

(1) 縦覧期間

令和5年4月14日から令和5年8月14日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 時間

午前9時から午後5時15分まで